

令和3年2月3日

保護者各位

宜野湾市立嘉数小学校・幼稚園

校長・園長 田崎 明美

(公印省略)

緊急事態宣言下(地域の感染レベル3の場合)における発熱や風邪症状がある場合の対応について(お願い)

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症新規感染者の発生が続く中、令和3年1月20日から沖縄県緊急事態宣言が発出され、本校でも児童が濃厚接触者に特定されたケースや発熱等の風邪症状があり検査を受けたケースもあります。このような状況ではありますが、学校では、児童・職員のマスク着用の徹底、教室内の換気、下校後の消毒作業等、校内での予防対策を講じております。

発熱や風邪症状を有する児童の対応につきましては、宜野湾市教育委員会対応基準(更新版)に基づき、お知らせいたします。保護者の皆様には、下記のとりの対応につきまして御理解・御協力を宜しくお願いいたします。

記

1 期間 緊急事態宣言終了日まで

2 対応方法

(1) 発熱や風邪症状があり、学校を欠席・早退の場合は、かかりつけ医や医療機関を受診する。

※受診の際は、医療機関へ事前に電話連絡を入れ相談しましょう。

(2) 受診の際には「再登校の基準」について必ず医師に確認する。

① 「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認する。

② 医師の指示により、症状消失後、一定期間自宅にとどまった後、登校した場合、学校を休んだ初日から終日まで「出席停止」とする。

(3) 受診しなかった児童

発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間(3日間)が経過していること。学校を休んだ初日から終日まで「出席停止」とする。

72時間(3日間)が経過しないで登校した場合は帰宅指導(早退)となります。

3 陰性証明、治療証明及び登校許可証について

上記証明はすべて不要であり、保護者等から口頭にて確認とする。

※今後の新型コロナウイルス感染状況によって、変更もあります。あらかじめご理解くださいますようお願い申し上げます。